

社会福祉法人斑鳩町社会福祉協議会 職員の派遣等に関する規程

(趣旨)

第1条 この規程は、社会福祉法人斑鳩町社会福祉協議会（以下「本会」という。）職員を、地方公共団体又は他の社会福祉法人等に派遣し、本会事業の運営に資することを目的に必要なことを定めるものとする。

(職員の派遣)

第2条 会長は、次の各号に掲げる団体等との取決めにに基づき、当該団体等の業務にその役職員として専ら従事させるため、職員を派遣することができる。

- (1) 地方公共団体
- (2) その他の社会福祉法人
- (3) その他会長が必要と認める団体

(派遣職員の職務への復帰)

第3条 派遣した職員（以下「派遣職員」という。）が本会職務へ復帰する場合は、次の各号に掲げる場合とする。

- (1) 派遣職員が、派遣先団体の役職員の地位を失った場合
- (2) 派遣職員の派遣が、この規程に適合しなくなった場合
- (3) 職員派遣が、前条に規定する取決めに反することとなった場合

(派遣職員の給与)

第4条 派遣職員には、その職員派遣の期間中、給料、手当等のそれぞれ 100 分の 100 以内を支給することができる。

(派遣職員の処遇)

第5条 派遣職員は、派遣中及び職務復帰後も身分を保証され、派遣先団体において就いていた業務は、本会の業務同様とみなす。

2 派遣職員が職務に復帰した場合におけるその者の職務の級、給料月額及び昇給期間については、他の職員との均衡上必要と認められる範囲において、調整を行う事ができる。

(その他)

第6条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は会長が別に定める。

付 則

(施行期日)

この規程は、令和2年4月1日から施行する。

公益的法人等への職員派遣協定書

斑鳩町長 中西 和夫（以下「甲」という。）と社会福祉法人斑鳩町社会福祉協議会会長 中西 和夫（以下「乙」という。）は、

（職員の派遣）

第1条 甲は、〇〇部〇〇課〇〇〇〇を乙に派遣するものとする。

2 前項の規定により、派遣を命ぜられた職員（以下「派遣職員」という。）は、斑鳩町職員としての身分を保有したまま、乙の職員としての身分を併せ有する者とする。

3 派遣期間は、令和〇〇年〇〇月〇〇から令和〇〇年〇〇月〇〇日までとする。ただし、派遣期間中において、条例又はこの協定別途定める事由に該当することとなった場合には、甲は速やかに派遣職員を甲の職務に復帰させるものとする。

（従事する業務）

第2条 派遣職員は、当該派遣期間において、乙の業務の内次に掲げるものに従事する。なお、乙の事情により、従事すべき業務を変更する必要がある場合は、甲に協議するものとする。

（1）〇〇〇〇

（2）〇〇〇〇

（勤務条件、服務）

第3条 派遣職員の勤務時間、休日、休暇等の勤務条件および服務は、乙の定めるところによるものとする。ただし、甲乙がそれぞれ定める関係規定が異なるときは、乙は、派遣職員に害の職員より不利益にならないよう取り扱うものとする。

2 前項の場合において、休暇に係る付与日数及び取得日数については、甲又は乙の在職時の日数を、乙又は甲の職員としての日数とするものとする。

（給与）

第4条 派遣職員の給料、扶養手当、地域手当、住居手当、通勤手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、管理職手当、宿日直手当、管理職員特別勤務手当、期末手当、勤勉手当及び特殊勤務手当のそれぞれ100分の100について、甲の関係規定を適用して決定の上、甲が支給する。

2 派遣職員の期末手当に係る在職期間及び勤勉手当に係る勤務期間については、甲又は乙の職員としての実績を乙又は甲の職員としての実績に加えたものをもって、当該派遣職員の実績とする。

(旅費)

第5条 派遣職員の旅費は、甲の旅費支給の例により、甲が支給するものとする。ただし、特別の事情がある時は、これによらないことができる。

(災害補償)

第6条 乙は、乙の負担において、派遣期間中の職員を労働者災害補償保険（以下「労災保険」という。）に加入させるものとする。

2 派遣職員が業務上又は通勤による災害を受けた場合、乙は速やかにその状況を甲に報告するとともに、前項による労災保険の補償額が地方公務員災害補償法（昭和42年法律第12号）による補償額を下回る時は、その下回る額を負担するものとする。

(福利厚生、健康管理)

第7条 派遣職員は、派遣期間においても、奈良県市町村職員共済組合（以下「共済組合」という。）の組合員及び斑鳩町職員互助会（以下「互助会」という。）の会員とする。

2 派遣職員の健康管理は、乙の責任において行う。ただし、派遣職員の一般定期健康診断は、甲の負担により実施するものとする。

3 共済組合及び互助会に係るは県職員の掛金については、共済組合及び互助会が指定する方法によりそれぞれ納付するものとする。

(児童手当)

第8条 乙は、派遣期間中の職員の児童手当法（昭和46年法律第73号）に基づく事業主分の費用負担は、甲の拠出金をもって充てるものとする。

(研修)

第9条 甲が、派遣職員に研修を実施する必要があると判断し、これを乙に通知したときは、乙は派遣職員が当該研修を受講できるよう配慮するものとする。

(分限、懲戒)

第10条 派遣職員の派遣期間中における分限及び懲戒については、甲の関係規定を適用し、甲が行うものとする。

2 乙は、乙の業務に関する軽易な事件で、地方公務員法（昭和25年法律第261号）の規定によらない懲戒処分を必要とする場合においては、甲と協議の上、これを行うことができるものとする。

(職務への復帰)

第11条 甲は、第1条第3項に基づく派遣期間が満了した場合又は条例第3条各号で定める場合のほか、乙における派遣の目的を達成することが困難となった場合において、乙と協議の上派遣職員を甲の職務に復帰させる。

(通知、報告)

第12条 甲及び乙は、この協定の実施に関し必要な事項について、相互に通知するものとする。

2 甲は、派遣職員の勤務状況等について、必要に応じ、乙に報告を求めるものとする。

(協定の変更)

第13条 甲及び乙は、派遣職員の派遣期間、従事すべき業務、給与その他勤務条件等に変更が生じる場合には、派遣職員の同意を得た後、この協定を変更するものとする。

(協議)

第14条 この協定の解釈及び適用について疑義が生じたとき、又は、この協定に定めのない事項は、甲乙協議の上決定するものとする。この場合、派遣職員の取扱いについては、派遣職員以外の職員より不利益にならないよう措置するものとする。

(有効期間)

第15条 この協定の有効期間は、協定の日から令和〇〇年〇〇月〇〇日までとする。ただし、甲乙協議により、随時、協定機関の延長又は協定の解約をすることができるものとする。

この協定が成立したことを証するため、本書2通を作成し、甲、乙記名押印のうえ、各自1通を所持する。

令和 年 月 日

甲 奈良県生駒郡斑鳩町法隆寺西3丁目7番12号
斑鳩町長 中西 和夫

乙 奈良県生駒郡斑鳩町小吉田1丁目12番35号
社会福祉法人斑鳩町社会福祉協議会
会長 中西 和夫